

令和 8 年 9 月 2 5 日

町職員の不祥事及び懲戒処分について

職員による公金の着服が発覚し、令和 8 年 9 月 2 5 日付けで関係職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表いたします。

1. 処分の内容

①当事者の処分

被処分者：産業振興課商工観光係長 47 歳

（事案発生時 毛呂山町観光協会事務局長）

処分年月日：令和 8 年 9 月 2 5 日

処分内容：懲戒免職（地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号）

②所管課の処分

被処分者：産業振興課 課長 50 歳代 戒告

被処分者：まちづくり整備課 スマートシティ推進係長 50 歳代 戒告

（事案発生時 産業振興課商工観光係長）

③管理監督者の処分

被処分者：総務課 課長 50 歳代 訓告

2. 事案の概要

被処分者（産業振興課商工観光係長）は、令和 3 年度から令和 7 年度まで、一般社団法人毛呂山町観光協会（以下「観光協会」という。）へ派遣されており、事務局長として勤務していました。

①桂木ゆずクラスター協議会の事務を担当する被処分者は、同協議会に町から交付された令和 5 年度から令和 7 年度までの補助金のうち、令和 5 年度に 28 万 4552 円、令和 6 年度に 28 万 8832 円、令和 7 年度に 28 万 8832 円（計 862,216 円）を

私的に流用し着服しました。また、使途不明金が少なくとも現時点で 88 万円あり現在精査を進めております。

②派遣されていた観光協会にて、観光協会の小口現金の一部の管理を怠り、証憑書類を紛失し、使途不明金を発生させました。また、自家用車に補給したガソリン代を観光協会の小口現金から出金するなど私的に流用していました。小口現金の使途不明金は約 187 万円あり、観光協会が現在精査を進めております。

③令和 6 年頃から令和 8 年 3 月までの間、一部の勤務日において、観光協会の事務局長として、実際には勤務していないにもかかわらず、勤務を行ったものとして、勤務時間表を作成し、時間外手当等を不正に受給していました。時間外手当等の不正受給金額は少なくとも 498 万円あり、観光協会が現在精査を進めております。

3. 刑事事件の対応および損害賠償について

本事案については、刑法第 253 条に規定される業務上横領罪に該当するものとし、西入間警察署に被害届を提出し、現在、西入間警察署にて捜査中です。また、損害賠償請求の手続きを進めております。

4. 町長コメント

このたびの不祥事につきましては、町民の皆様をはじめ多くの関係機関、関係者の皆様の信頼を損ね、多大なるご迷惑、そしてご心配をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。深くお詫び申し上げます。

当該職員の処分に当たりましては、厳正に対処したところです。

本事案が発生したことは誠に遺憾であり、町長として大変重く受け止め、その責任を痛感しております。今後、服務規律の徹底を図り、組織の信頼回復に努めてまいります。

この度の職員の不祥事に対する管理監督責任と、町民に対する陳謝並びに社会的信用の回復に資することを目的に町長、副町長の給料の減額措置について、町議会に提案する予定です。